

※改正カ所：構成員の追加（朱書き）

## 檜山スマート農業推進研究会設置要領（改正案）

### 第1 目的

農家人口の半減の予測を踏まえ、人口減少社会に対応した持続可能な檜山農業スタイルの確立のため、檜山農業の省力化・高度化（＝スマート農業）を目指し、生産者が取組可能で次代を担う農業モデルを提案・創造することを目的として、産学官の連携のもと、「檜山スマート農業推進研究会」（以下「研究会」という）を設置する。

### 第2 構成

- (1) 研究会構成員は、別紙に掲げる本会の目的に賛同する者をもって構成する。
- (2) 研究会に会長を置き、北海道檜山振興局産業振興部長を会長とする。
- (3) 研究会に事務局を置く。事務局は事務局長が別途指定する者により構成し、事務局長は北海道檜山振興局産業振興部農務課長を充てる。

### 第3 所掌事項

研究会が所掌する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管内の農業における技術的な課題やニーズ等の把握に関すること。
- (2) (1) に対応するための検討や地域が主体となり課題解決等を行うための取組と連携し、実証試験等を行う地域プロジェクトに関すること。
- (3) 省力化・高度化（ICT・IoT 技術を含む）等技術を活用した農業システム・経営モデル事例の情報調査・把握に関すること。
- (4) 次代を担う新たな農業スタイルの提案・普及啓発に関すること。
- (5) その他スマート農業の普及・推進等に関すること。

### 第4 研究会等の開催

- (1) 研究会は、会長が必要に応じ開催する。
- (2) 事務局会議は、事務局長が必要に応じ開催する。
- (3) 上記において、必要と認めた場合は、構成員以外の者に出席を求めることができる。

### 第5 庶務

研究会（事務局会議を含む）の庶務は、北海道檜山振興局産業振興部農務課において処理する。

### 第6 研究会の設置期限

研究会の設置期限は、令和5年(2023年)3月末日までとする。

### 第7 雑則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則 この要領は、令和2年(2020年)8月11日から施行する。  
令和3年(2021年)11月24日一部改正

檜山スマート農業推進研究会構成員

所 属 団 体 名 等	備 考
江差町	
上ノ国町	
厚沢部町	
乙部町	
奥尻町	
せたな町	
今金町	
新函館農業協同組合（厚沢部基幹支店、若松基幹支店）	
北檜山町農業協同組合	
今金町農業協同組合	
ホクレン農業協同組合連合会函館支所	
檜山北高等学校	
公立はこだて未来大学	
函館工業高等専門学校	
N T T 東日本北海道南支部	
(株)NTT ドコモ 5G・IoTビジネス部ドローンサービス推進	
渡辺パイプ(株)函館サービスセンター	
東都興業(株)仙台営業所	
(株)誠和	
越浦パイプ(株)道南営業所	
(株)ヨコビ函館営業所	
(株)サンホープ北海道	
(地独) 北海道立総合研究機構道南農業試験場	
北海道農政部生産振興局技術普及課道南農業試験場技術普及室	
北海道檜山農業改良普及センター（支所を含む）	
北海道檜山振興局産業振興部農村振興課	
北海道檜山振興局産業振興部長	会 長
北海道檜山振興局産業振興部農務課長	事務局長

### 檜山スマート農業推進研究会事務局構成員

檜山スマート農業推進研究会設置要領第2の3に基づく事務局長が別途指定する者（所属団体）は、次のとおりとする。

所 属 団 体 名 等	備 考
（地独）北海道立総合研究機構道南農業試験場	
北海道農政部生産振興局技術普及課道南農業試験場技術普及室	
檜山農業改良普及センター	
檜山農業改良普及センター檜山北部支所	
檜山振興局産業振興部農村振興課	
檜山振興局産業振興部 農務課長	事務局長